

国民健康保険

特集号



問 伊丹市 健康福祉部 保健医療推進室 国保年金課(国民健康保険担当)

TEL 072-784-8040 FAX 072-784-8124

- 1面 | 令和8年度の保険税率について
- 2面 | 保険料水準統一に伴う制度変更
- 3面 | 各種お知らせ
- 4面 | 特定健診のご案内

令和8年度の保険税率について

令和8年度の国民健康保険税については、子ども・子育て支援金が創設され、また兵庫県内保険料水準の統一に向けて表1のとおり改定します。また、低所得者への軽減措置の判定基準となる所得金額を表2のとおり改定します。

表1 令和8年度 国民健康保険税の税率

	所得割税率 (基準総所得金額 ^{※1} に掛ける率)	被保険者均等割額 (被保険者1人につき徴収する額)	世帯別平等割額 (世帯につき徴収する額)	賦課限度額 (年間課税額の上限)
医療保険分	7.70% (△0.19%)	25,400円 (+200円)	21,500円 (△500円)	670,000円 (+10,000円) ^{※2}
後期高齢者支援金分	2.79% (+0.32%)	9,700円 (+200円)	8,000円 (+600円)	260,000円
介護保険分 (40歳以上65歳未満の被保険者)	2.42% (+0.33%)	12,900円 (+1,100円)	8,100円 (△1,200円)	170,000円
子ども・子育て支援金分 ^{※3}	0.30% (新規)	1,400円 ^{※3} (新規)	800円 (新規)	30,000円 (新規)

※1 「基準総所得金額」は前年中(令和7年1月~12月)の収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費などを差し引き、さらに基礎控除(43万円)を差し引いた額

※2 ()内は前年度との増減

※3 18歳未満の被保険者は子ども・子育て支援金分の被保険者均等割額は全額軽減

表2 令和8年度 軽減判定基準

	改定前	改定後
7割軽減	世帯の前年の総所得金額等が 43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{※4} -1)以下であること	改定なし
5割軽減	世帯の前年の総所得金額等が 43万円+30.5万円×(被保険者数 ^{※5})+10万円×(給与所得者等の数 ^{※4} -1)以下であること	世帯の前年の総所得金額等が 43万円+31万円×(被保険者数 ^{※5})+10万円×(給与所得者等の数 ^{※4} -1)以下であること
2割軽減	世帯の前年の総所得金額等が 43万円+56万円×(被保険者数 ^{※5})+10万円×(給与所得者等の数 ^{※4} -1)以下であること	世帯の前年の総所得金額等が 43万円+57万円×(被保険者数 ^{※5})+10万円×(給与所得者等の数 ^{※4} -1)以下であること

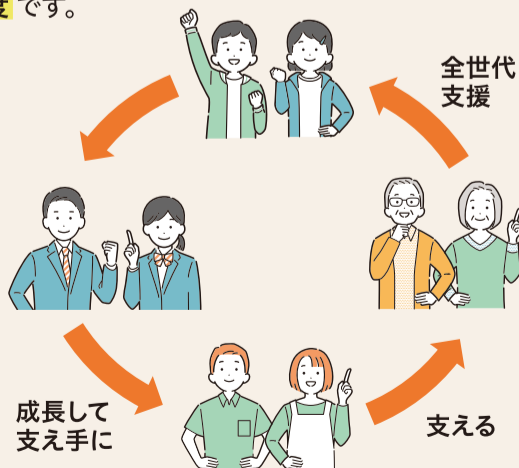
※4 給与収入(専従者給与収入を除く)が55万円超の人・公的年金等収入が60万円超(65歳未満)又は125万円超(65歳以上)の人

※5 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人を含む

子ども・子育て支援金(創設)

全ての世代の人・企業のみならずから支援をいただき、児童手当の拡充など子育てサポートの拡充に充て、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

子どもたちは成長し、やがて社会を支える担い手となります。そのため、子どもたちの成長を支援することは、独身や高齢者など全ての人の安心につながります。



国民健康保険の保険料(税)率が 令和12年度までに 兵庫県内で統一されます

県内の全市町は、県より示される標準保険料率により課税を行うこととなります。伊丹市では、医療の高度化等の影響により1人当たりの医療費が増加するなかにおいても、平成25年度に改定して以降保険税率の増額改定は実施せず、市国保基金を活用して低く抑えてきました。そのため、本市の保険税率と県より示される標準保険料率には乖離が生じている状況です。こうしたなか、一度に標準保険料率まで改定をすれば保険税負担が急激に増加することになるため、令和12年度の移行期限まで期間をかけて、少しずつ標準保険料率まで移行していく予定です。



伊丹市
マスコット
たみまる

兵庫県内の保険料水準統一に伴う制度変更

県内の保険料水準を統一させるためには、減免基準や任意給付についても県内で統一させる必要があるため、制度変更を実施します。



保険税の減免基準について

令和9年度より県統一基準による減免制度へ移行します。(令和8年度は現行制度となります)

県統一基準(令和9年度より適用)

種類	対象	種類	対象
1.災害減免	震災、風水害、火災その他これらに類する災害や犯罪被害により、世帯主又はその世帯に属する被保険者の居住に係る住宅もしくは家財またはその他の財産について著しい損害を受け、保険税の納付が困難であると認められる世帯	3.国民健康保険法59条減免	少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたときに該当するため、療養の給付等の給付制限を受ける被保険者
	傷病、介護、事業休廃止、退職または事業不振その他これらに類する事由により、被保険者の当該年の所得の合計額の見込みが前年の所得の合計額に比して5割以下に減少し、保険税の納付が困難であると認められる被保険者	4.旧被扶養者減免	会社の健康保険等の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することにより、被扶養者だった65歳以上の人(旧被扶養者)で国民健康保険の被保険者となった者
2.所得激減減免		5.市町長が特別に認めるものに係る減免	上記1～4までに掲げるもののほか、公益上その他の理由により特に必要があると認めるもの

※減免を受けるためには申請が必要です。申請方法等、制度の詳細については現在県において検討中です。詳細が決まりましたら、ホームページ等でお知らせします。
 ※給与所得を有する65歳未満の人が、倒産・解雇・雇い止めなど非自発的理由で失業した場合に、申請により保険税が軽減される制度については、令和9年度以降も継続します。

任意給付(結核医療付加金※)の廃止について

本市において任意給付として結核医療付加金を実施していますが、県内保険料水準の統一に伴い、結核医療付加金は令和8年度分までの実施とし、令和9年度に廃止することになりました。

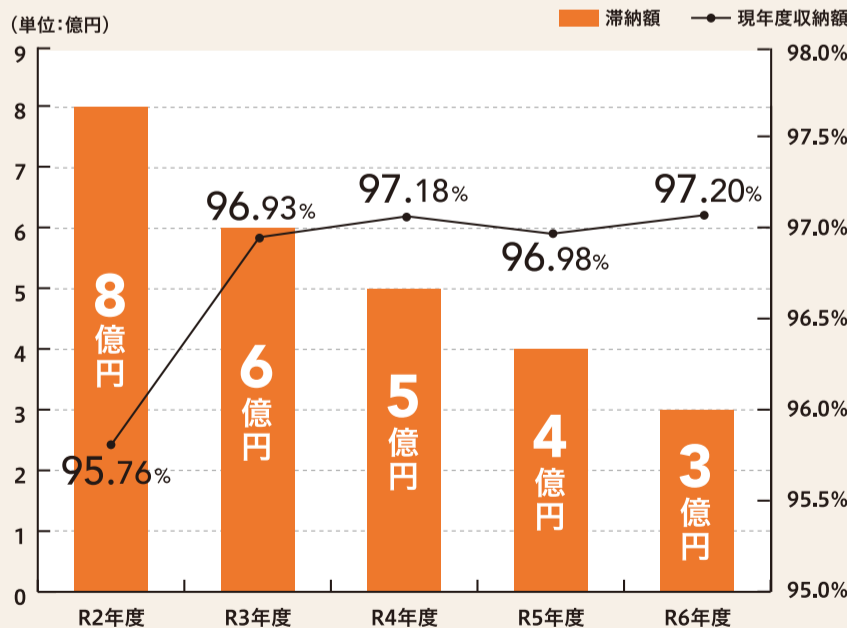
※結核医療付加金とは、感染症予防法に基づく公費対象費用(結核薬剤や一部の検査費用)の自己負担分(5%分)について給付するものです。

保険税の滞納解消に向けた取り組み

本市の保険税の現年度収納率(令和6年度)は97.20%となり(5カ年で1.44ポイント改善)、過去最も高い収納率を達成しています(県下29市中1位)。税の公平性を確保するため、引き続き滞納処分等の取り組みを積極的に行っていきます。

納付資力があるにもかかわらず納付されていない場合は、税の公平性を保つため、財産を差し押さえ、保険税へ充当します。

直近5カ年の保険税収納率と滞納額の推移



納付を忘れた場合

納期限内に納付が確認できない場合、納税案内センターよりお電話させていただくことがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。

納付できない場合

失業や病気、事業の経営不振など、やむを得ない事情により納付できない場合は、できる限り早く市国保年金課までご相談ください。

滞納処分の流れ

- 1 納税通知書の送付**
国民健康保険税の納税通知書は毎年6月に送付します。
- 2 督促状の送付**
納期限までに納付されない場合は、納期限後から20日以内に送付します。
- 3 財産調査・搜索**
勤務先、金融機関、取引先、自宅などを調べます。(※根拠規定は国税徴収法第141条、142条)
- 4 財産の差し押さえ**
調査により判明した財産を差し押さえます。
- 5 公売・換価**
差し押さえた財産を公売、金銭債権であれば取立てを行い、保険税に充当します。

おくすりに関するご案内

セルフメディケーションを知っていますか

セルフメディケーションとは自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること。特定健診、定期健診、がん検診などを行なっている人が、その年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために12,000円を超える対象医薬品*を購入した場合には、「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」(通常の医療費控除との選択適用)を受けられます。生活習慣病の予防や健康維持に努めるとともに、軽度な身体の不調のときは、薬局などで処方箋なしで購入できるOTC医薬品を上手に使いましょう。

※スイッチOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品)。レシートや領収書は保管しておいてください

問 確定申告について 伊丹税務署 TEL 072-779-6121
住民税申告について 市市民税課 TEL 072-784-8022

ジェネリック医薬品を使ってみませんか

ジェネリック医薬品とは先発医薬品(新薬)の特許期間が過ぎた後、医薬品メーカーが製造・販売する後発医薬品のこと。新薬に比べて安価ですが、有効成分や効き目、安全性は新薬と同等であることを国が認めています。また味の改良や小型化など、新しい技術により新薬より飲みやすくなっているものも多く、利用する人が増えています。

※ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が一定軽減される被保険者へ差額通知を送付しています。
※短期間だけジェネリック医薬品に切り替え、体に合うか試すことができます。また変更前の薬に戻すこともできます。

繰り返し使えるリフィル処方箋

リフィル処方箋とは症状が安定している患者で、医師が長期処方可能と判断した場合、一定期間・一定回数繰り返し使える処方箋です。一度の診察で最大3回まで薬局で薬を受け取ることができるため、診察費や通院での交通費、通院時間などを減らせます。

※回数や期間は医師の判断によります。
※投薬量に限度が定められている医薬品や湿布薬は対象外です。
※薬局で薬を受け取る際に、薬剤師が服薬状況や体調を確認し、医師との情報連携の上、リフィル処方箋を中止する場合があります。
※リフィル処方箋を使用するには期限があります。

お薬手帳で飲み合わせを管理しましょう

●ポリファーマシーを知っていますか

ポリファーマシーとは多くの薬を服用しているために、薬同士が影響し合い、薬の効きすぎや副作用を起こしている状態です(単に服用する薬の数が多いことではありません)。複数の医療機関を受診するときは注意が必要です。

●お薬手帳は一冊に

同時期に複数の医療機関を受診すると、同じ効果の薬が重複して処方される可能性があります。そのため、お薬手帳は一冊にまとめ、受診の際には必ず持参しましょう。

●服薬情報のお知らせ

国保に加入している人のうち、お薬の量や種類について多く処方されている人に、年1回服薬情報のお知らせを送付しています。治療の必要性から医学的な判断により、同じ成分の薬などが処方されている場合がありますので、**ご自身の判断で服薬を中断せず、かかりつけ医や薬剤師に相談してください。**

バイオ医薬品とバイオ後続品の違いって?

●バイオ医薬品とは

化学合成ではなく、遺伝子組み換え技術などにより開発されるタンパク質由来の医薬品です。今まで治療が難しかった病気への効果が期待されています。最先端技術を用いて開発されるため、医薬品の価格が高額になります。

●バイオ後続品(バイオシミラー)とは

バイオ医薬品と同等の効果や品質・安全性を有し、バイオ医薬品の特許が切れた後に他の製薬会社から約7割の価格で発売される医薬品です。バイオ医薬品に比べて安価なので、患者や家族の経済的負担を減らすことができ、治療の新たな選択肢になり得ます。

おくすりに関することについては、**医師や薬剤師にご相談ください。**



交通事故などの第三者行為により負傷した場合、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です

- 交通事故などの第三者による不法行為(第三者行為)で負傷した場合でも、保険診療による治療などを受けることができます(示談等で金銭の授受がない場合に限る)。**その際には必ず市に「第三者行為による傷病届(傷病届)」を提出してください。**
- 傷病届は皆様の国民健康保険税の引き上げを抑制するためにも必要な情報です。
- 傷病届の提出があることで、市は加害者へ医療費を請求することができ、不要な医療費の給付を防ぐことができます。
- 自損事故等で保険診療による治療などを受ける場合も、「第三者行為によるものではない」ことを知らせるために、届出のご協力をお願いいたします。
- 「傷病原因回答書」が届いたら、**かならず回答を!**
国保に加入している人のうち、負傷の原因が第三者行為でないか確認する必要がある人に傷病原因回答書を送付しています。ご回答にご協力をお願いいたします。



国民健康保険の一部の手続きは **オンライン** で申請できます。

- | | |
|---|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険(加入・脱退) | <input checked="" type="checkbox"/> 「医療費のお知らせ」の再発行申請 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 住所・氏名・世帯(主)変更 | <input checked="" type="checkbox"/> 限度額認定証の発行 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」再発行 | <input checked="" type="checkbox"/> 所得の簡易申告 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 減免・軽減(失業によるもの) | <input checked="" type="checkbox"/> 納付額確認書の発行 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 学生特例 | <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話番号登録 |

詳しくは、**伊丹市オンライン申請ポータル**をご確認ください。
※オンライン申請には登録が必要です

申請・手続きはこちらから



40歳以上の伊丹市国保にご加入の方へ

特定健診を 受けましょう



糖尿病、脂質異常症、
高血圧症、動脈硬化症、
慢性腎臓病、肝臓病などの
病気の兆候が見つかります

特定健診は生活習慣病の早期発見のための健診です。
健康は目に見えないところで変化します。
毎年受けることで、ささいな変化も見つけることができます。
年に一度の健診であなたの健康を守りましょう。

実施期間

令和9年

3/20[±]まで

※終了間際は毎年大変混み合います
※医療機関によっては、受付を早期に終了する
場合があります

検査費用

0円

検査時間

約1時間

特定健診の代わりに人間ドック
を受診する人には、人間ドック
受診費用の助成(受診経費の10
分の7、上限3万円)があります。

詳しくは
こちら



健診内容



血液検査



身体測定



血圧測定



診察・問診



尿検査



心電図



特定保健指導
(該当者のみ)

受診の流れ

STEP
1

受診先を選ぶ

STEP
2

申し込む

STEP
3

受診する

STEP
4

健診結果
を確認

市内医療機関



直接受診先へ
申し込み

医療機関
一覧はこちら



持ち物

特定健診受診券

5月下旬に送付しています。
受診券がお手元ない人は
右の電子申請か
下記TELまで



健診結果を
聞きに行く



※健診を受けた医療機関に
ご確認ください

市保健センター

日	7月5日(日)	A	10月4日(日)	B
程	7月7日(火)	A	10月23日(金)	B
	9月1日(火)	B	10月29日(木)	B
	9月5日(土)	B	11月6日(金)★	A
	9月14日(月)★	A	11月27日(金)★	A

Aは男性、Bは女性が先に受診

令和8年度12月以降も実施日程あり

※申し込み時点で満員の日程がある可能性があります。

※全日程8:45~11:15受付

(時間の指定はできません。市が指定します)

※胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん検診・

肝炎ウイルス検査も併せて受診できます。

※★の日程は、乳がん健診も同日開催します。

電子申請
(二次元コード)



または
電話にて申し込み

TEL 072-784-8080



マイナ保険証※
または資格確認書



※医療機関がマイナ保険証に対
応していない場合は、マイナ保険
証に加えて資格情報のお知らせ
を持参するか、マイナポータル
の資格情報画面を提示して
ください

約1カ月後に
健診結果が
自宅に届く



マイナポータル上で令和2年度以降の特定健診結果が閲覧できます。

受診された健診結果については、健診受診月の2~3カ月後に閲覧が可能になります。また、マイナンバーカードを保険証利用された場合、本人の同意があれば、医療機関及び薬局において過去の健診結果情報の閲覧ができ、健康状態を医師や薬剤師等と共有できます。



問 伊丹市立保健センター 健診・健康づくり担当 TEL 072-784-8080 FAX 072-784-3281